

【富士市】令和8年2月版



セーフティネット保証5号認定申請書類チェックリスト

申請区分	・S N 5号(イ) ・S N 5号(ロ) ・S N 5号(ハ)		
ふりがな		主な 指定業種	細分類 番号
申請者名			細分類 業種名
主たる事業所の所在地			
金融機関名等	※支店名を含む。		
担当者名		TEL	※不備等があった場合の問合せ先

※担当者の名刺(写し可)の貼付可

- ・申請受付時間 **9時～12時、13時～16時**(16時過ぎは翌開庁日の受付扱い)
→制度融資の申込受付は17時まで
- ・認定書の受取は、受付の翌開庁日の14時以降です。
(認定書受取対応時間 8時30分～12時、13時～17時)
- ・不備がある場合は個別に連絡します。その場合、認定の発行が後日になる可能性があります。

代理の場合は金融機関がチェック↓

NO.	提出書類	申請者 確認欄	富士市 確認欄
1	<p>◆認定申請書 2部(1部は写し可) 令和8年2月に様式変更あり。最新様式を使用すること。 ・直近月(最近1か月)は、申請月の前月を利用すること。 (例) 令和7年10月中の申請の場合 「令和7年9月」、「令和7年9月・8月・7月」 ※減少率は、小数点第2位以下を切り捨てて記入すること。</p>		
2	<p>◆各様式に対応した添付書類 各認定申請書に対応した添付書類を作成すること。</p>		
3	<p>◆売上高が確認できる書類(挙証書類) (例: 試算表、売上台帳等) 2の添付書類に記入した数字が分かる部分を提出すること。</p>		
4	<p>◆指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等 (例: 製品・サービス等を疎明できる書類、ホームページのコピー、許認可証等)</p>		

5	◆該当する指定業種の e-Stat 上の詳細情報ページ (e-Stat で 4 桁の番号を検索し、info ボタンを押した後のページ)		
6	◆市内で事業を行っていることの証明書類（主たる事業所が富士市にあること） 【法人】商業登記簿謄本（登記事項全部） ※写し可、発行から原則 3 か月以内 【個人事業主】確定申告書（第 1 表） ※直近のもの (個人) 上記の書類がない場合又は記載の住所と市内事業場の住所が異なる場合の証明書類 許認可証の写し 等		
7	◆委任状		

* 富士市 産業支援課 直通 0545-55-2873



(参考) ◆該当する指定業種の e-Stat 上の詳細情報ページ

e-Stat
政府統計の総合窓口

統計で見る日本
e-Statは、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトです

統計データを探す 統計データの活用 統計データの高度利用 統計関連情報 リンク集

トップページ / 統計分類・用語の選択 / 統計分類・用語の検索 / 詳細情報

詳細情報

日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定) > 宿泊業、飲食サービス業 > 飲食店 > 専門料理店 > その他の専門料理店

統計分類	日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)
大分類	M 宿泊業、飲食サービス業
中分類	76 飲食店
小分類	762 専門料理店
細分類	7629 その他の専門料理店
細分類の説明	主として他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所をいう。
事例	西洋料理店；フランス料理店；イタリア料理店；スパゲティ店；朝鮮料理店；印度料理店；カレー料理店；エスニック料理店；無国籍料理店

戻る